

地域生活支援拠点等の整備

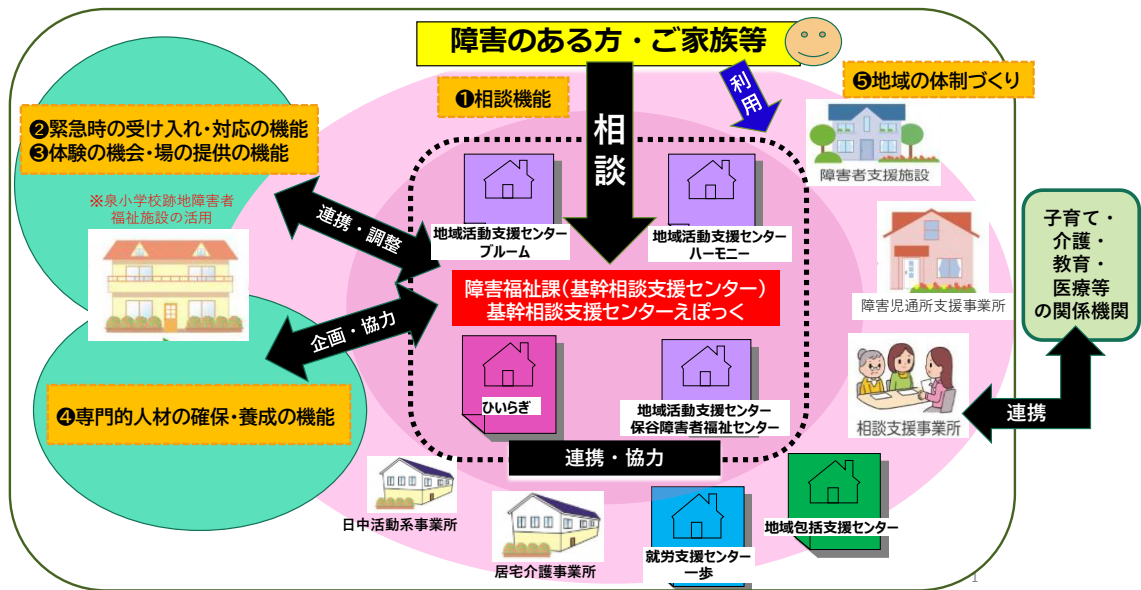
～障害のある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え整備を図ります!～

1 事業の概要

旧泉小学校跡地の障害者福祉施設を活用し、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、相談者に寄り添った伴走型支援、断らない相談を目指した地域における生活の安心感を担保する機能を備えます。

また、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を段階的に整備し、障害のある方等の地域での生活を支援してまいります。

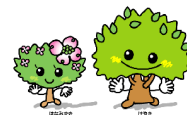
西東京市地域生活支援拠点等体制イメージ図（案）



2 実施概要

- (1) 事業開始予定：令和3年7月から
- (2) 実施内容
 - ① 相談機能
 - ② 緊急時の受け入れ・対応の機能
 - ③ 体験の機会・場の提供の機能
 - ④ 専門的人材の確保・養成の機能
- (3) 実施形態：②及び③については、旧泉小学校跡地活用障害者福祉施設(短期入所等)事業者への委託により実施
- (4) 予算額（案）：545万円

【問い合わせ先】 健康福祉部 障害福祉課 (TEL:042-420-2804)



◇ 事業等の効果

- 地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの体制強化し、市内の3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かして連携します。
- 各相談支援事業所等の後方支援を行いながら、地域生活支援拠点等の面的整備を図り、障害のある方の生活を地域全体で支える多様な資源を結び付け、地域で障害のある方への適切な支援を進めます。
- 地域における障害福祉サービス事業所間の連携体制を構築し、地域が一丸となって、抱えている問題に向き合い解決を図るための整備を進めてまいります。

◇ 計画の位置づけ

令和3年4月から3か年の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において、重点推進項目に「地域で安心して暮らせるまちづくりの推進」を掲げ、地域生活支援拠点等を中心とした切れ目のない地域生活への支援の拡充を位置付けました。

■整備の考え方

(1) 相談機能

- ① 相談者に寄り添った伴走型支援、断らない相談を目指し、緊急的な対応が必要となりそうな方に、あらかじめ事前登録をしてもらい、必要な方が必要な時に迅速に利用できる体制を整備します。
- ② 相談機能の強化に向けて、基幹相談支援センターと3つの地域活動支援センターとの連携を強化し、伴走型支援、断らない相談体制を構築します。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能

- ① 原則として、医療的ケアの必要な方等の受入れ体制を整備します。
- ② 登録していない方の利用についても、受入のトリアージができるアセスメントシート等を作成し、受入れの可否等について判断できるような対応を検討します。

(3) 体験の機会・場の提供の機能

- ① 多くの利用の方にご自身に合った活動を体験する機会を提供できるよう、支援計画の作成等を行い提供します。
- ② 空き状況については、誰もが確認できるような仕組みについて検討します。

(4) 専門的人材の確保・養成の機能

- ① 専門的人材のスキルアップのため、専門的人材育成のための研修会・事例検討会を実施します。
- ② 喀痰吸引、強度行動障害支援者等の養成研修を市内事業所に対し実施し、専門的人材の養成、普及、啓発等に努めていきます。